

東大阪市豊かな環境創造基金条例

平成20年3月31日
東大阪市条例第2号

改正 平成23年12月28日条例第23号

(設置)

第1条 東大阪市環境基本条例(平成13年東大阪市条例第8号)の基本理念に基づき、地球環境への負荷の低減、地域環境の改善その他の豊かな環境を創造する事業を推進するため、東大阪市豊かな環境創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条に規定する事業の費用に充てるために寄附された金額
- (2) 一般会計歳入歳出予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる経費に限り処分することができる。

- (1) 公共の用に供する施設を環境に配慮した施設に整備するために必要な経費
- (2) 環境に関する教育及び学習の振興のために必要な経費
- (3) 環境に関する啓発活動及び改善活動の促進のために必要な経費
- (4) 環境に関するモノづくりの技術開発を支援するために必要な経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、豊かな環境を創造する事業のために必要な経費

2 前項の規定により基金を処分する場合には、東大阪市環境基本条例第25条に規定する東大阪市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。